

平成二十三年一月二十四日提出
質 問 第 九 号

尖閣諸島の国有化及び日本国領土・領海の保護のための政府の取り組みに関する質問主意書

提出者 塩崎 恭久

尖閣諸島の国有化及び日本国領土・領海の保護のための政府の取り組みに関する質問主意書

昨年十一月八日の衆議院予算委員会において、菅直人総理大臣は、尖閣諸島の国有化の是非に関する質問に対して、「これまでのいろいろな経緯もあり、現在実効支配をしているわけですけども、いろいろな考え方について、必要なところで、せつかくの御提案でありますから、検討させてみたい」と答弁した。

1 その後の政府内での検討状況如何。

2 もし未だ検討が始まっていない場合、開始の見込みはいつか。見込みが立っていない場合、その理由は何か。

3 中国の尖閣諸島沖における領海侵犯の実態を見るに、直ぐにでも必要な法整備に取組まなければならないと思われるが、政府の見解如何。

4 実効ある領海侵犯対策を実施するために、「領海侵犯罪」を規定するための領海法改正等の法整備を直ちに行うべきと考えるが、政府の見解如何。

5 実効ある国土保護のために、自衛隊による領域警備を可能にするための自衛隊法改正等の法整備を直ちに行うべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。